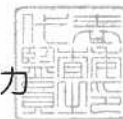


幸田町監査公示第4号

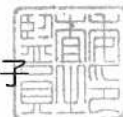
地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和3年度定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和4年11月11日

幸田町監査委員 山下 力



幸田町監査委員 水野 千代子



記

- 1 監査の種別 定期監査
- 2 監査年月日 令和4年11月2日
- 3 監査の対象課名 産業振興課、環境課、水道課、下水道課
- 4 監査対象事項 令和4年9月30日までの予算執行状況について、財務に関する事務の執行等は適正かつ効率的、計画的に行われているかを主眼に監査した。
- 5 監査の実施内容等 幸田町監査基準に基づき、予算執行状況、重点施策等について、予算が適正かつ効率的、計画的に執行されているかを対象課から提出された関係書類の事前確認を行うとともに、幸田町監査実施着眼点にある評価項目を基に必要な応じて説明を求め、監査を実施した。
- 6 監査の結果 良好と認める。

予算執行状況については、町担当職員から関係書類について説明を受けた結果、法令等に準拠して概ね適正に執行されているものと認められた。